等の特例等（第七百四十七条の二―第七百四十七条の六）
等の特例（第七百四十八条―第七百五十六条）
会報告（第七百五十七条―第七百六十条）

に改める。

」

第四十四条の二中「第三百二十一条の七の十二」を「第三百二十一条の七の十三」に、「によつて」を「により」に改める。

第四十六条第一項及び第二項中「条例の」を「条例で」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「においては」を「には」に改め、同項後段を削る。

第七十一条の二十六第一項中「の額に」を「の額を基礎として政令で定めるところにより計算した額で」に改める。

第七十一条の四十七第一項及び第七十一条の六十七第一項中「にあん分して」を「を基礎として政令で定めるところにより計算した額で按分して」に改める。

第七十二条の四第一項第三号中「及び地方公共団体情報システム機構」を「、地方公共団体情報システム機構及び地方税共同機構」に改める。

第七十二条の五十九第一項中「においては」を「には」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百五十一条の二中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の下に「（平成十四年法律第百五十一号）」を加える。

第三百十七条の六第一項中「本節」を「この節」に、「によつて」を「により」に、「の定める」を「で定める」に、「の一月一日」を「の同月一日」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては、四月十五日」を「には、同月十五日」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「の定める」を「で定める」に、「の一月一日」を「の同月一日」に改め、同条第五項中「によつて」を「により」に、「以下この項」を「第二号」に、「によりこれらの規定」を「により第一項又は第三項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織（第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次項第一号及び第三百二十一条の四第七項において同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構（以下この節において「機構」という。）を経由して行う方法

第三百十七条の六第六項中「によつて」を「により」に、「以下この項」を「第二号」に、「次に」を「、第三百二十一条の七の二第一項に規定する老齢等年金給付の支払をする者にあつては次に掲げる方法のいずれかにより、それ以外の公的年金等の支払をする者にあつては第一号又は第二号に」に、「第四項に」を「、第四項に」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法

第三百十七条の六第六項に次の一号を加える。

三　第一号に掲げるもののほか、機構を経由して行う方法として総務省令で定める方法

第三百十七条の六第七項中「によつて」を「により」に、「この項及び次項において「記載事項」を「この条において「記載事項」に改め、同条に次の一項を加える。

9　第五項（第一号に係る部分に限る。）又は第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定により行われた記載事項の提供は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第三百二十一条の四第九項において同じ。）に備えられたファイルへの記録がされた時に第五項又は第六項に規定する市町村の長に到達したものとみなす。

第三百二十一条の四第一項中「この節」を「この条から第三百二十一条の七まで」に、「及び第八項」を「から第九項まで」に改め、同条第三項ただし書中「場合には、この」を「場合は、この」に改め、同条第五項中「異動によつて」を「異動により」に改め、同条第七項中「電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う」に改め、同条第八項中「による通知事項」を「により行われた通知事項」に、「が行われたときは」を「については」に改め、同条に次の一項を加える。

9　第七項の規定により行われた通知事項の提供は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた上で、同項に規定する市町村長が総務省令で定める方法により通知した当該記録に関する事項が同項に規定する特別徴収義務者に到達した時に当該特別徴収義務者に到達したものとみなす。

第三百二十一条の六第二項中「及び第八項」を「から第九項まで」に、「同項」を「同条第八項」に改める。

第三百二十一条の七の三の見出し中「市町村」を「市町村長」に改め、同条中「この節」を「この条から第三百二十一条の七の十一まで」に、「市町村」を「市町村の長」に改める。

第三百二十一条の七の五第一項中「市町村」を「市町村長」に、「においては」を「には」に改める。

第三百二十一条の七の七第一項中「においては」を「には」に改め、同条第二項中「市町村」を「市町村長」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「市町村」を「市町村の長」に改める。

第三百二十一条の七の八第一項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条から第三百二十一条の七の十二まで」に改め、同条第三項中「、同条第二項中「第三百二十一条の七の五第一項」とあるのは「第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する第三百二十一条の七の五第一項」と」を削り、同条第四項中「市町村」を「市町村長」に改める。

第三百二十一条の七の九第三項中「市町村は」を「市町村長は」に改める。

第三百二十一条の七の十三を第三百二十一条の七の十四とし、第三百二十一条の七の十二を第三百二十一条の七の十三とし、第三百二十一条の七の十一を第三百二十一条の七の十二とし、第三百二十一条の七の十の次に次の一条を加える。

（市町村長と年金保険者との間における通知の方法）

第三百二十一条の七の十一　市町村長は、第三百二十一条の七の三、第三百二十一条の七の七第四項（第三百二十一条の七の八第三項において準用する場合を含む。）その他政令で定める規定に規定する年金保険者が市町村長に対して行う通知については、総務省令で定めるところにより、機構を経由して行わせるものとする。

2　市町村長は、第三百二十一条の七の五第一項及び第三百二十一条の七の七第二項（これらの規定を第三百二十一条の七の八第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の七の九第三項その他政令で定める規定に規定する年金保険者に対して行う通知については、総務省令で定めるところにより、機構を経由して行うものとする。

第三百二十五条中「においては」を「には」に改め、同条後段を削る。

第三百五十四条の二後段を削る。

第六百五条後段を削る。

第七百一条の五十五第一項後段を削る。